

### 申11号変革2027を踏まえた新たなジョブローテーションの実施に関する要求申し入れ(その3)

**第3項：車掌未経験者の運転士登用において安全レベルの低下を招かない根拠としている運転士研修での追加内容等を示すこと。**

**団体交渉を行う!!**  
**No2**

- 会社：現場実習や机上教育等を検討している段階で詳細はと聞かれてもまだ検討中である。この場で示せるものはない。ただ、駅から運転士になる場合は、教育課程の中で別途カリキュラムに入れたいと考えている。基本的な運転士の研修そのものには変わりはない。単独乗務までの期間は人それぞれになる。各線区5往復というのは変わりはない。追加教育を集合教育でやるのか、現場でやるのか、その項目を検討している。
- 組合：車掌を経験しなくても安全が担保できるという根拠がわからないという声が多く出されている。検討段階でも構わないから具体的な内容を示していただきたい。
- 会社：車掌を経験しても経験しなくても変わらないと思っている。車掌の経験があった方がいいと言われればあった方がいいのかもしれないけども、基本的に駅から運転士になることは特段問題ない。必要な教育は行っていくので、安全レベルは維持していく。

**認識の一致図れず  
またもや平行線……**

**第4項：車掌・運転士試験等の廃止に伴い、各研修の回数及び時期を示すこと。**

- 会社：基本的に車掌は年2回から4回に、運転士は年1回から2回に概ねこの回数で進めたい。
- 組合：運転士研修を2回に増やす内訳は、車掌の経験・未経験で分ける考えなのか。
- 会社：そうではない。2回にすることで要員のバラつき（需給）にも柔軟に対応できるようにしていく。
- 組合：経験・未経験が一緒に研修になれば、カリキュラム調整が必要になるのではないのか。
- 会社：あくまでも基本は一緒だが、未経験は追加で時間を別に設けることで検討している。
- 組合：指導員含めて現場の負担が増えるのではないのか。
- 会社：そこはバランスを見ながら各支社で配置は検討していくことになる。
- 組合：過去の「乗務員養成時期等の変更」では提案段階で示していた。養成時期を示すべきではないのか。
- 会社：提案事項ではない。提案の有無はその都度その都度、施策の中身で変わる。過去と貴側では違う。

**過去提案で、なぜ今は違うのか?!  
労働条件に係ることだ!**

**第3・4項：現段階において示すことができない場合は、確定した段階において労使協議を行うこと。**

- 組合：検討事項は、いつ頃までに確定していくのか。
- 会社：研修日程等が決まる前までにはある程度決めていかなければいけないとは思っている。2月ぐらいまでには示したい。研修期間は講師の関係もあるのでそこを最優先に決めていく。
- 組合：この間の議論経過があるので返していただきたい。確定した段階であらためて議論したい。
- 会社：今後も会社として何か必要な情報があれば発信はしていく。決まっていないものを求められても議論できない。具体的な提起があれば協約に則って対応はしていく。
- 組合：**示さない限り認識の一致は図れない。示せない段階において車掌未経験の運転士登用は認めない!**

**第6項：本社が一律に制限するのではなく、各地方及び各箇所の実態等を踏まえて運用すること。**

会社：本社が各支社の人事運用を決めるものではない。支社・地本間で議論できる内容であれば今まで通り議論していく。